

船橋市小児指定疾病医療費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等に該当せず、継続的な通院等を必要とする児童に係る医療費の一部を助成し、もって、児童の健全な育成を図るとともに、児童及びその保護者の医療費負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象患者)

第2条 この事業の対象となる者（以下「対象患者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有する18歳未満の児童
 - (2) 医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第28号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）をいう。以下同じ。）の規定による被保険者若しくは被扶養者又は生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進および永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付がされた者。ただし、他の法令等の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われている場合は除くこととする。
 - (3) 別表第1に掲げる対象疾患群（以下「対象疾病」という。）にかかっている者であつて、対象疾病の状態が別表第1に定める対象疾患群ごとの登録基準の程度であるもの。
- 2 前項の規定にかかわらず、対象患者が18歳到達時点において対象疾病の治療（以下「対象医療」という。）を受けており、かつ、18歳到達後も引き続き対象医療が必要と認められる場合にあっては、20歳未満まで延長することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、慢性腎疾患に係る対象患者が20歳到達時点において対象医療を受けており、かつ、20歳到達後も引き続き対象医療が必要と認められる場合にあっては、25歳未満まで延長することができる。

(指定小児慢性特定疾病医療機関)

第3条 助成の対象となる対象医療は、原則として、法第6条の2第2項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関で行うものとする。

(助成の方法及び範囲)

第4条 この事業による助成（以下「助成」という。）は、助成する額を対象患者又は対象患者の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該児童等を現に監護する者。以下「児童等の保護者」という。）に支給することにより行う。

- 2 前項の助成の額は、対象医療に係る費用で、1月につき、次に掲げる額の合算額とする。
- (1) 同一の月に受けた対象医療（食事療養（健康保険法第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、児童等の保護者の家計の負担能力、対象患者の治療の状況又は身体の状態、当該保護者と同一の世帯に属する他の児童等及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第1項に規定する支給認定を受けた指定難病（同法第5条第1項に規定する指定難病をいう。）の患者の数その他の事情をしん酌して市長が定める額（当該市長が定める額が当該算定した額の100分の20に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額
 - (2) 当該対象医療（食事療養に限る。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方

法の例により算定した額から、健康保険法第85条第2項に規定する食事療養標準負担額、児童等の保護者の所得の状況その他の事情を勘案して法第19条の2第2項第2号の厚生労働大臣が定める額（平成26年厚生労働省告示第463号）を控除した額

（登録の申請等）

第5条 助成を受けようとする対象患者又は児童等の保護者は、小児指定疾病医療費助成登録証交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に国立研究開発法人国立成育医療研究センターにおいて運営されている小児慢性特定疾病情報センターのホームページに掲載されている小児慢性特定疾病医療意見書として市長が認めるもの（以下「医療意見書」という。）、世帯構成が確認できる健康保険証の写し、健康保険証の写しで世帯構成が確認できない場合は世帯全員の住民票及び医療のあった月の属する年度（当該医療のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。）等に関する状況を確認することができる書類（以下「市町村民税を確認する書類」という。）の写しを添えて市長に提出し、あらかじめ対象者であることの登録を受けなければならない。

（登録証の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、必要に応じ、法第19条の4第1項の規定による船橋市小児慢性特定疾病審査会の意見を参考とし、当該申請に係る児童等を対象患者として登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により対象患者として登録したときは、船橋市小児指定疾病医療費助成登録証（第2号様式。以下「登録証」という。）を、申請の却下を決定したときは、船橋市小児指定疾病医療費助成登録証交付申請却下通知書（第3号様式）を、それぞれ当該申請をした対象患者又は児童等の保護者に交付するものとする。

3 登録証の有効期間は、原則として市長が第5条又は次項による申請書を収受した日から1年以内とする。ただし市長が特に必要があると認める場合には、この限りでない。

4 登録証の有効期間満了後も助成を受けようとする対象患者又は児童等の保護者は、交付申請書、医療意見書、世帯構成が確認できる健康保険証の写し、健康保険証の写しで世帯構成が確認できない場合は世帯全員の住民票及び市町村民税を確認する書類の写しを当該期間の満了する以前の市長が指定する期日までに市長に提出するものとする。

（登録証の記載事項の変更）

第7条 登録証の交付を受けた対象患者又は児童等の保護者は、登録証の記載事項に次に掲げる変更が生じたときは、交付申請書（第1号様式）にこれを証する書類を添えて、市長に申請するものとする。

(1) 指定小児慢性特定疾病医療機関を変更しようとするとき。

(2) 健康保険における世帯員に変動が生じた場合又は修正申告により第5条に規定する所得割に変更が生じた場合であつて自己負担上限月額が変更となるとき。

2 登録証の交付を受けた対象患者又は児童等の保護者は、登録証の記載事項に次に掲げる変更が生じたときは、登録証記載事項変更届（第4号様式）にこれを証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(1) 登録証の交付を受けた児童等の保護者又は第6条第1項の規定による対象患者として登録された者（以下「登録患者」という。）が本市内において住所を変更したとき。

(2) 登録証の交付を受けた児童等の保護者又は登録患者がその姓名を変更したとき。

(3) 登録患者の保険区分を変更したとき。

3 市長は、前2項の規定による申請又は届出があったときは、必要に応じ関係書類の提出を求めてその内容を確認の上、訂正した登録証の交付その他適当と認める措置を講ずるものとする。

(登録証の再交付)

第8条 登録証の交付を受けた対象患者又は児童等の保護者は、登録証を汚損し若しくはき損し、又は紛失した場合において、その再交付を受けようとするときは、船橋市小児指定疾病登録証再交付申請書(第5号様式)を市長に提出して、登録証の再交付を受けるものとする。

(登録の消滅)

第9条 第6条第1項による登録は、登録患者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは消滅する。

(1) 第2条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき。

(2) 死亡したとき。

2 登録証の交付を受けた対象患者又は児童等の保護者は、前項各号のいずれかに該当することとなったとき(第2条第1項第1号に掲げる対象患者の年齢要件に該当しなくなったときを除く。)は、速やかに登録消滅届(第6号様式)により市長に届け出なければならない。

3 登録証の交付を受けた対象患者又は児童等の保護者は、第1項の規定により登録が消滅したとき又は第6条第3項の規定による有効期間が満了したときは、速やかに登録証を市長に返還しなければならない。

(助成の申請)

第10条 登録証の交付を受けた対象患者又は児童等の保護者は、第4条による助成を受けようとするときは、船橋市小児指定疾病医療費助成申請書(第7号様式)に、登録証及び被保険者証等の写しを添付して、市長に申請しなければならない。

(助成の決定)

第11条 市長は、前条による申請を受けたときは、内容を審査し、必要に応じ通院実績等を確認のうえ、助成の可否及び助成額を決定し、口座振替により支払うものとする。

(費用の返還)

第12条 偽りその他の不正な手段により助成を受けた者があるときは、市長は、既に助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(時効)

第13条 助成を受けようとする対象患者又は児童等の保護者は、助成事由の生じた日から2年以内に、市長に申請しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第14条 本事業の実施にあたっては、個人情報の取扱いに十分留意することとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、船橋市小児指定疾病医療費助成事業の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条及び第7条第3項の規定にかかわらず、平成18年4月1日から平成18年5

月31日の間に、第6条による登録の申請を行った登録患者については、平成18年4月1日以降の第4条第2項による助成額を助成する。

- 3 第7条第3項の規定にかかわらず、平成18年度中に交付する登録証の有効期限は、平成19年9月30日とする。

(事業の見直し)

- 4 本事業は、施行後3年を目途に事業効果等を検討する。

(平成26年度における特例)

- 5 平成26年度における第7条第3項の規定の適用については同項本文中「9月30日」とあるのは、「12月31日」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

(新型コロナウイルス感染症に関する特例)

- 6 令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に登録証の有効期間が満了する対象患者においては、第6条第4項の規定は適用しない。

- 7 令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に満20歳になる慢性腎疾患以外の対象患者における第2条第2項の適用に当たっては、同項中「20歳未満」とあるのは、「21歳未満で市長が定める日」と読み替えるものとする。

- 8 令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に満25歳になる慢性腎疾患の対象患者における第2条第3項の適用に当たっては、同項中「25歳未満」とあるのは、「26歳未満で市長が定める日」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年11月30日から施行し、改正後の船橋市小児指定疾患医療費助成事業実施要綱の規定は、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、改正後の第5条第1項第2号及び第2項第2号の規定は、平成20年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月18日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月17日から施行し、改正後の別表第1の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

別表第1

船橋市小児指定疾病医療費助成事業疾患登録基準	
対象疾患群	登録基準
悪性新生物	医療意見書の診断を受けた日の属する月を基準として次のいずれかに該当する場合 1. 過去6ヶ月間に当該疾患で通院、又は入院歴を有する場合 2. 以後1年以内に当該疾患での診療又は治療が見込まれる場合 3. 船橋市小児慢性特定疾病審査会の意見を聞き、これを参考に市長が認めた場合
慢性腎疾患	
慢性呼吸器疾患	
慢性心疾患	
内分泌疾患	
膠原病	
糖尿病	
先天性代謝異常	
血液疾患	
免疫疾患	
神経・筋疾患	
慢性消化器疾患	
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	
皮膚疾患	
骨系統疾患	
脈管系疾患	